第 27 回品質保証検討会　議事録

1. 日時　平成 21 年 8 月 20 日（木）　10:00～11:20

2. 場所　日本電気協会　4 階 D 会議室

3. 出席者（敬称略，五十音順）

出 席 委 員：渡邉主査（東京電力），溝内副主査（関西電力），安倍（三菱原子燃料），井田（中国電力），今村（三菱重工業），大谷（三菱電機 ），岡部（IHI），菅野（電源開発），岸（日本原燃），小坂（原子力安全・保安院），小林（原子燃料工業），小宮山（グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン），齋藤（西日本技術開発），佐藤（東芝），島津（北海道電力），鈴木（中部電力），高橋（富士電機システムズ），辰巳（北陸電力），手束（四国電力），錦野（日立 GE ニュークリア・エナジー），渡辺（原子力安全基盤機構）
(計 21 名)

代 理 委 員：笹原（東北電力 大友代理），薮内（日本原子力研究開発機構 石井代理），小林（日本原子力技術協会 齊藤慎代理），尾本（九州電力　竹添代理），佐藤（日本原子力発電 古川代理）　(計 5 名)

欠　席　者：小野委員（原子力安全・保安院），下川常時参加者（原子力安全基盤機構）
(計 2 名)

常時参加者：池田（東京電力），大石（東京電力），植木（原子燃料工業）　(計 3 名)

事　務　局：高須，糸田川，吉田，井上（日本電気協会）　(計 4 名)

4. 配付資料

資料 No.27-1　第 26 回品質保証検討会　議事録（案）

資料 No.27-1-1　品質保証検討会委員名簿

資料 No.27-2-1　平成 21 年度 JEAC4111 コースⅡ講習会の基本計画について

資料 No.27-2-2　「JEAC4111-2009 原子力発電所における安全のための品質保証規程」平成 21 年度コースⅡ講習会（東京会場　平成 21 年 10 月 27～28 日）の開催について（案）

資料 No.27-3　「JEAC4111-2009 原子力発電所における安全のための品質保証規程」の実効的活動のためのワークショップ（平成 21 年度コースⅣ講習会）の開催について

資料 No.27-4　JEAG4121-2009 特別講習会(改定内容説明)の実施結果について(報告)

参考-1　平成 21 年度 JEAC4111 講習会スケジュール

参考-2　平成 21 年度 JEAC4111 普及促進チーム活動体制

参考-3　第 26 回品質保証分科会議事録(案)

参考-4　第 33 回原子力規格委員会議事録(案)

5.　議事

(1) 議事次第と配付資料の確認

参考-5 の品質保証検討会委員名簿の資料番号を資料 No.27-1-1 に訂正。

(2) 代理出席者の承認，会議定足数の確認，委員交代名簿上程の承認

渡邉主査による代理委員 5 名の承認後，事務局より，代理委員を含め出席委員数が 26 名で，全委員 27 名の 3 分の 2 以上であり，議案決議の定足数を満たしていることが確認された。

また事務局より，資料 No.27-1-1 に基づき，品質保証検討会委員の交代について説明があり，次回品質保証分科会(書面審議)に上程することが全員の挙手により承認された。

(3) 第 26 回品質保証検討会議事録（案）について

事務局より，資料 No.27-1 に基づき，第 26 回品質保証検討会議事録(案)が紹介され，正式な議事録とすることが，全員の挙手により承認された。

また，参考資料-4,5 に基づき，前回の第 26 回品質保証分科会及び第 33 回原子力規格委員会の審議結果の内，品質保証関係の内容について紹介が行われた。

(3) JEAC4111 コースⅡ講習会の実施について

資料 No.27-2-1 及び資料 No.27-2-2 に基づき，井田委員より，JEAC4111 コースⅡ講習会の実施要領について説明があった。本日のコメントを踏まえ一部修文することを前提に，次回品質保証分科会（書面審議）に上程することが全員の挙手により承認された。主な質問，コメントは下記の通り。

・鈴木委員が都合により出席できないため講師の変更が必要。

・コースⅡは大阪でも実施するので，大阪の情報を資料 No.27-2-2 に入れて受講者に知らせた方がよい。

→来年(1/18,19)の大阪開催での講師も含めて案内する。

・資料 No.27-2-2 の開催案内の内容(2 頁)には，資料 No.27-2-1 に記載されている様に「トラブル事例を取り入れることを含め，現場の従事者に QA/QC の考え方や JEAC4111 の各要求事項の意味を具体的に伝えることを意図した講習会」にする事を狙っているので，その内容を反映する必要がある。

→コースⅡ講習内容の記載内容を修文する。

・資料 No.27-2-2 の開催案内(2 頁)で「JEAC4111-2003」は「JEAC4111-2009」に，「平成 20 年度」は「平成 21 年度」に訂正。

・資料 No.27-2-2 の開催案内の講習会プログラム二日目 10:00 からの講習内容で「マニュアルのスリム化」は 7 章という切り口からの説明は難しいので削除して欲しい。

→削除し「等」を入れることにする。

・資料 No.27-2-2 の開催案内の講習会プログラム二日目の講習内容の記載から(4～6 章のポイント)，(7 章のポイント)･･･等は削除した方が良い。「トラブル事例」も全てここから削除し，コースⅡの講習内容欄に「2 日目はトラブル事例を取り入れて説明する」旨を記載することで良いのではないか。また，(8 章)の講習内容欄に「検査及び試験」を追記する。

→削除し，コースⅡの講習内容欄の記載内容に意見の主旨を含める。

・資料 No.27-2-1 の講義内容を示す表の第２日目も資料 No.27-2-2 の開催案内に合わせて修正する。

・資料 No.27-2-1 の(4)の講師の選定についての記述において，「検討会委員が担当する。」となっているが，常時参加者も担当するので，表現を工夫する必要がある。

→「普及促進チーム作業会メンバー」と修正する。

・今後のスケジュールはどうなっているか。

→9/4 に電気協会のホームページに掲載し案内を開始する。したがって，それまでに分科会での書面審議による承認を得ておく必要がある。書面審議期間は，数日から 1 週間程度(8/26 頃～9/2 頃)と考えている。

(4)JEAC4111 コースⅣ講習会(ワークショップ)の実施について

井田委員より，資料 No.27-3 に基づき， JEAC4111 コースⅣ講習会(ワークショップ)の実施要領についての説明があった。審議の結果，一部修正の上，次回品質保証分科会（書面審議）に上程することが全員の挙手により承認された。主な質問，コメントは下記の通り。

・パネルディスカッションの総合司会は分科会長の棟近先生にお願いし，飯塚先生はパネラーで参加してもらう事になった。(プログラムの修正要)

・来年度からは分科会の下にワークショップ検討タスクを設置し，分科会のタスクメンバー（検討会の普及促進チーム幹事が含まれる）でワークショップを計画することとなる。今回パネラーが棟近先生＋講演者 4 人では少ないため，宮越分科会委員(MHI)にも相談し参加頂く事になった。なお，プログラム中のテーマ 2 の講師の小嶋氏の組織名称から「品質保証本部」を削除するよう，連絡があったので修正のこと。

・ワークショップ検討タスクと普及促進チームとの関係について再確認したい。

→ワークショップ講師は分科会委員にお願いすることが多く，検討会の中の普及促進チームだけで講師やテーマを選定するのは難しい。そこで，タスクと一緒になって，決めるという仕組みを来年度から作りたいというというものである。タスクの中に我々が入るということである。ただし，今年度は決まっているので，来年度の計画以降から，タスクを立ち上げることにしたいと思っている。

・資料 No.27-3 の 2 頁のコースⅡの講習内容は，先ほど議論した内容と合わせること。

・コースⅣ講習会(ワークショップ)については，9/25 に電気協会のホームページに掲載し案内を開始する予定。

・会場である武田先端知ビルのホールというと，昼食は大学の食堂も利用できるのか。

→食事は学食も利用できることを確認している。

(5)JEAC4111 特別講習会の実施結果報告等について

事務局より，資料 No.27-4 に基づき， 7/15 にタイム 24 ビルで行われた JEAC4111 特別講習会の実施結果報告等についての説明があった。今回の特別講習会で受講を断った人数が多ければ，追加開催を検討することを考えていたが，3 名ということで，その必要はなく，追加開催しないということが，全員の挙手により承認された。

また，法令要求に対応して追加した「注記」は要求事項の扱いとなるということを今後周知する対応方法については，「質疑応答集」に反映するということが，全員の挙手により賛成された。主な質問，コメントは下記の通り。

・参加申込者が多く，お断りする人数が多ければ，臨時に講習会を追加するかどうかを検討するため，報告してもらった。今回は 3 名程度断っただけということであるので，追加開催は必要ないと判断できるのではないかと考えている。

・当日の質疑応答の 3 番目の回答の「注記」の解釈については，以前炉小委の先生からも同様の質問があったが，その時の回答と少し違う様なので確認をしたい。「注記」は全て要求事項とは理解していないが，「～含まれる」と書いた部分は，「要求事項に含まれる」から，そのように書いたものであり，「～含まれる」と書いてないものは，要求事項ではないから，理解のための記述ということで，「注記」の中で使い分けて書いてもらっていると理解していたのだが。「～含まれる」でも「要求事項ではない」と言っているのかどうか，確認したい。

→基本的に「含まれる」も注記は要求事項ではない。ISO も同様で本規程もその流れで作成している。但し，PSR，予防措置等省令絡みで書いた部分については，限りなく要求事項になっていると思う。ただし，他の「注記」の「含まれる」は要求事項とは考えていない。

・ISO の中で，「含まれる」という文言があっても，基本的には，理解を助けるための情報だという，「注記」自身の定義の範疇である。今言われた様に法令要求絡みで追加された「注記」は要求事項の一部と見做されてもやむを得ないが，それ以外の「注記」は「～含まれる」という語尾表記があっても，理解を助けるための手引きであるという枠に入っていると理解している。

→少なくとも，省令との関係の「含まれる」の部分は，要求事項であるから，エンドースすると言っているのであって，「要求事項ではない」と言った途端に，エンドースは出来なくなる。

→法令との関連で追加された「注記」は要求事項の一部と見做されても仕方がないという認識では一致している。

・「見做されても仕方がない」というのではなくて，「見做す」と言って頂かないといけないということだ。「注記」の前提として，これは理解を促進するための手引き情報で，要求事項ではないという方に引きずられると，エンドースは出来ないということだ。

・規格の「注記」のつくりと，法令体系での「注記」の扱いの差ではないか。規格の「注記」はあくまで要求事項ではないというのは，はっきりしていると思う。規制の要求があるので，要求事項と考えなければいけないというのは，規格側からの話ではなく，実運用として，そのように扱うということではないか。それならエンドースできないということではなくて，エンドースに際して，条件を付けるということではないかと思う。

→だから，そこを確認したのだが，前に言ったように炉小委でそのように回答している経緯があるので，答えが違うのであれば，それであれば，条件付きにしないといけなくなるのだが，もともと，条件付きにするのなら，PSR は入れなくてもいいですよと話をしていたものである。それを，「含む」で入れますという結論になったから，「要求事項」として扱っているわけで，そこを，要求事項ではないと言うのであれば，エンドースはできない。それなら，はじめから JEAC の中に PSR を入れる必要はまったくないということだ。PSR は除くという条件付きで，エンドースすれば，それはそれでもよかったのだが。それを，「含む」として，JEAC にわざわざ入れた経緯があることを言っている。

・もしそうであれば本文に入れないとおかしいのではないか。
・もともと品質保証上の要求事項ではないので，「注記」に記載するが，限りなく要求事項に近いニュアンスの表現とした経緯がある。だから要求事項だという事になったら本文に入れるしかない。この JEAC4111 のつくり自身が，注記は手引きであるという ISO からの流れで持ってきている訳だから，要求事項にこだわると本文に入れるしかない。
・省令要求として記載した「注記」での「～含まれる」という表現は要求事項の一部になっているという事をどこかで明確にしないといけない。
・このように回答すると，受講生は多分誤解すると思う。省令要求であっても，JEAC には無いのだから要求事項ではないという様になる恐れがある。省令要求の方が上位にあるのだが，現場の人は常に省令を見ながら仕事をしている訳ではないから。PSR を入れる際に，ここは要求事項ですよと確認した上で，入れたものであることが守られなくなるということだ。
・元々法令要求を守るのは当然なこととして規格に入っているので，それがあるのを踏まえた上で「注記」を読むと規格全体としては，法令規制の要求事項を守るのは当然のことだと読める。
・「注記」全体の話をする時には構わない。しかし，個別のもの，例えば PSR に対しては，「・・した方が良い」ではなく，「・・すべきである」，「・・しなければならない」と答えてもらわないといけない。
・規格としては，「注記」は要求事項とはならない。たとえば，7.6 の「注記」などは，「・・含まれる」と書いているが，例示的に示しているものである。8.4 の PSR の「・・含まれる」とは，内容が異なると思うが。
・法令要求対応の 8.4 の PSR の「・・含まれる」と書いた部分は，JEAC4111 が規制対象になっている規格という性格から考えると，同じ「注記」の中でも，要求事項の一部と見做すという「注記」も現在は存在しているわけで，そこは，そういう対応をせざるを得ないものだ。今回法令要求事項で追加された「注記」については，要求事項の一部と見做すということが，規格を読んだだけでは明確でないが，今後この様な回答を通じて明確にしていく必要がある。
・もともと，この質問が出たのは，「JEAC の位置づけは，注記は・・であるが，ある部分については，要求事項の一部となる。」という説明をしたからである。それに対して，「それはおかしいのではないか。」と質問が出たものである。
・現場が混乱しなければ，良いのだが。少なくとも，今エンドースしている途中なので，当該「注記」の部分は，要求事項でないと省令要求を満たすものとして扱えないという結論にならざるを得ないので，それは避けたいと思っている。もう，パブコメも終わって，あとはエンドースするだけの段階なので。保安規定上は，別のところに要求事項が書いてあるので，敢えて「注記」はなくてもよいが，ここはわざわざ規格をエンドースするために入れてもらったような部分である。エンドースしないのであれば，まったく気にする必要はないのだが。
・考え方について，検討会メンバーの認識は一致しており，これをどう明確化していくかということではないか。今後の改定で，規格の「注記」はこういう意味を持っているということを明示すると同時に，講習会などの場を通して明確に説明していくことにすれ

ばよいのではないか。コースⅡで説明すると同時に，この検討会委員の所属組織の中でも説明すればよい。

・「注記」ではあるが，法令要求対応については，要求事項と扱われる旨を，「質疑応答集」に入れるとよいのではないか。

・「質疑応答集」は，電気協会の作る規格等の種類の中に規定しているか。

→（「活動の基本方針」の中に）「JEAC」，「JEAG」，「追補版」，「質疑応答集」を作ることを定めている。

・それでは，本件については，今後，「質疑応答集」の中で明確化をはかっていくことで対応するという方針としたい。

・コースⅡの講習会でも，当該部分の説明を加えるのか。

→実施したい。

6.その他

井田委員より参考-1,2 に基づき，JEAC4111 講習会スケジュール，品質保証検討会の普及促進チームのメンバー構成について説明があった。

また，次回の検討会開催日程は，別途調整することとした。

以　上